

令和7年9月7日(日)
石巻市博物館・明治大学史資料センター合同講演会
於 マルホンまきあーとテラス大研修室

特集展「布施辰治と戦争」について

石巻市博物館学芸員
伊藤 匠

はじめに

終戦80年の節目の年に、布施辰治がどう戦争
に向き合ったのかを資料から探る特集展

展示中の資料の解説パネルにQRコードを貼付
読み取ると資料の翻刻を閲覧することができる

会期

2025年8月13日(水) から
2026年2月15日(日) まで

※2025年12月21日(日)には
展示会場にてギャラリートークを実施

石巻出身の人権派弁護士布施辰治は戦争に何を思っか…
戦後80年の節目を迎える現在
残された資料から読む



布施辰治が太平洋戦争中に構想を練った詩

会場
石巻市博物館 常設展示室
「石巻にゆかりの先人たち」コーナー

会期
令和7年8月13日(水) から
令和8年2月15日(日) まで
午前9時から午後5時まで(最終入館午後4時30分)
休館日: 月曜日・年末年始
(月曜日が祝祭日の場合翌日休館)

料金
一般 300円
高校生 200円
小中学生 100円
※20名以上の
団体は2割引き

講演会「郷土の先人布施辰治を学ぶ」
開催日時: 令和7年9月7日(日) 午後1時～午後4時
土曜: 石巻市博物館 奥館・明治大学史資料センター
会場: マルホンまきあーとテラス 大研修室
定員 90名・入場無料・予約不要(先着順)

講演内容
●「日本・朝鮮・台湾の民衆に寄り添った権有人権派弁護士(布施辰治)」
(講師: 明治大学教授 村上博 氏)
●「特集展「布施辰治と戦争」について」
(講師: 石巻市博物館学芸員 伊藤匠)

特集展ギャラリートーク
開催日時: 令和7年12月21日(日) 午後1時～
※常設展示室の入館料を事前に支払った上で、展示会場にお集まりください。(予約不要)

第五回 布施辰治特集展
布施辰治と戦争

石巻市博物館
〒906-0832
宮城県石巻市開成1-8
マルホンまきあーと
テラス内
TEL: 0225-98-4831



石巻市
博物館
HP

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」のねらい

戦前、戦中、戦後と時期を分けて、布施辰治の原稿や日記などの資料に注目し、言論や活動の変化をとらえる。

⇒ そのうえで、「戦争の時代」の中の布施辰治を考えてみる。

実際にその時代を生きた人でなければわからないこともある。

⇒ 布施辰治が残した資料を通じて、その時代の空気感に触れる。

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の構成

全体で4章構成

第1章では、戦前期（治安維持法違反事件前後の時期）の活動や言論に注目
～1937年

第2章では、戦中期（布施辰治の収監前後）の活動や言論に注目
1937年～1945年

第3章では、布施辰治が戦中期に作成した詩や日記に注目
1944年～1945年

第4章では、戦後すぐの頃の活動や言論に注目
1945年～1946年

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の解説の前に

○青年期の布施辰治について

明治13年（1880年）牡鹿郡蛇田村に生まれる。

明治32年に上京、最初はハリストス正教会へ、後に明治法律学校に入学する。

明治33年、20歳の時に兵役検査を受け、乙種合格となる。

→兵役検査で、現役に適する者として判断された場合、体格などに応じて、甲種・乙種に分類される。

→その後、布施辰治は一度も召集されなかった。

明治35年に判事検事登用試験に合格、宇都宮裁判所の司法官試補になる。

明治36年、司法官試補を辞職し、弁護士に登録する。

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の解説の前に

○日清・日露戦争との関係

日清戦争の時（1894年～1895年）

布施辰治は14～15歳でまだ郷里の蛇田に在住

日露戦争の時（1904年～1905年）

布施辰治は弁護士として歩みを始めたばかり

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の解説の前に

○日清・日露戦争との関係

昭和19年ごろに書かれた詩には、
右のような一節がある。

(資料番号 2-1-713
配布資料)

日清役はいとけなし
凱旋飾る軍人に
勇む心の詩を書き
捧げし記憶刻むのみ
日露の役はハッキリと
非戦の旗を手握り
生命を守る覚悟定め
じつと瞞めつ裏おもて
人の心の動き向く
渦中にあれど反戦の
矢を射る批判の傍観子

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の解説の前に

○日清・日露戦争との関係

詩の「日清役」とは日清戦争のこと。「いとけなし」は幼い、子どもっぽいという意味。つまり、日清戦争の時は幼かったため凱旋して帰ってきた軍人を称えつつ勇ましい詩を書いていたということになる。

詩の「日露の役」とは日露戦争のことで、この時にはハッキリと「非戦」を掲げ、「生命を守る覚悟」を持っていた。



日露戦争の時期には、レフ・トルストイの影響を受けて、
非戦論を掲げていた。

第五回布施辰治特集展「布施辰治と戦争」の解説の前に

昭和期に作成した原稿

「少数論」では、
自身を「若い時代からの
トルストイアンとして、
徹底的人道主義者たるこ
とを自任する絶対平和論
者」としている。



「少数論」
資料番号 2-1-314

第1章 戦前期の活動

○シベリア出兵への反応

第一次世界大戦中の大正6年（1917）、ロシアで革命が発生。
シベリアにチェコスロバキア軍が取り残される事態となり、日本やアメリカが
シベリアに出兵する。日本の場合、従来の物価高に加えて、シベリア出兵に伴
い米の価格が上昇、大正7年、日本各地で米の値下げを求める米騒動が起こる。

布施辰治はシベリア出兵を批判する演説を行う。
石巻でも、大正7年8月14日に中瀬の岡田座で演説会を開いている。
(資料番号 2-4-3)

第1章 戦前期の活動



戦前期の布施辰治は、トルストイの人道主義に影響を受けた平和主義者として非戦を説き、諸外国との「親睦博愛」や「相互扶助」を掲げた。

そして、「平和主義の主張は決して卑怯臆病の結果にあらず」と説いている。

平和主義の信ずる者自ら自らは世界のあらゆる所にあり、人権は二重に神の御心と信託の二重に安んずるべきものなり。是れ故に平和の道は唯一の道なり。平和主義の主張は決して卑怯臆病の結果にあらず。

演説では、世界各国が声明する国際関係について「親睦博愛の相互扶助」による平和主義である一方、日本の国際関係への姿勢は「侵略高圧」で「敵対」による「軍国主義」であると批判した。

平和主義の信ずる者自ら自らは世界のあらゆる所にあり、人権は二重に神の御心と信託の二重に安んずるべきものなり。是れ故に平和の道は唯一の道なり。平和主義の主張は決して卑怯臆病の結果にあらず。

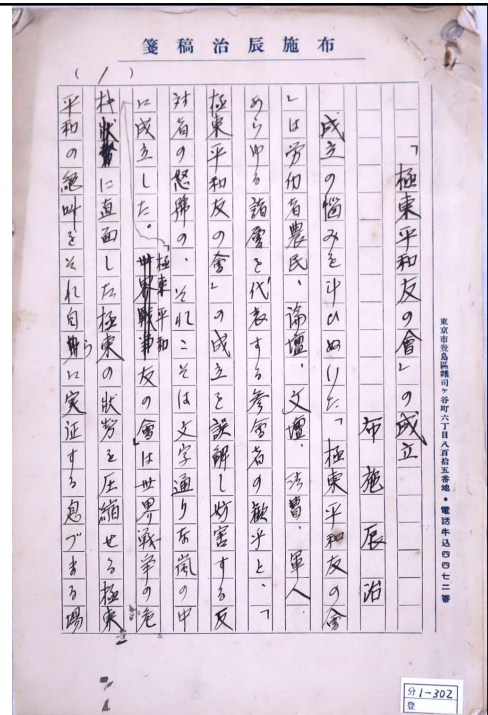
第1章 戦前期の活動

○極東平和友の会

資料番号 1-1-302

加藤勘十や秋田雨雀などと共に昭和8年（1933）に立ち上げようとした反戦団体。発会式を妨害され、警視庁に解散を命じられ、結成できず。

布施辰治はこの頃より、懲戒裁判や治安維持法違反事件裁判などに直面するようになる。



第1章 戦前期の活動

○その他にも

大正期から昭和初期にかけて、軍隊内部の問題にもかかわった。

石巻出身の鵜田雄二郎の兵役宣誓拒否事件（解説パネル「**布施辰治と鵜田雄二郎**」）

福岡連隊事件に伴う北原泰作の直訴事件の弁護依頼（資料番号**2-1-304**）

小樽高等商業学校における軍事教練反対運動（資料番号**1-5-1-51**）

連隊長謝罪文請求事件（軍隊勤務したにもかかわらず、上官の過失によって勤務していないことにされた挙句、「非国民」のそしりを受けた一兵卒による、上官への謝罪請求事件、資料番号**2-1-324**）

⇒ **戦前期の布施辰治は、平和主義を掲げて積極的に活動をしていた。**

第2章 戦時中の活動

○戦争の激化と布施辰治の変化

昭和14年（1939）に治安維持法違反で収監、翌年8月に出獄。

→特高の監視下の生活を送ることになる。

昭和12年、盧溝橋事件が起き、日中戦争全面化。

昭和16年12月、マレー半島上陸・真珠湾攻撃を行い、太平洋戦争が始まる。

⇒ **反戦を訴える言論や活動を控えるようになり、むしろ、戦争を支持し、その遂行に国民が協力するように求める主張が増える。**

第2章 戦時中の活動

親愛なる皆様
只今——

輝ける皇紀二千六百年を慶祝する恩赦減刑——昭和十四年六月二十六日より十五年十一月八日まで、正味五百三十日のところ、今年七月二十九日を四百日に——の御聖旨により、無事元氣に大なる人間的自信と社會的希望を以て生還致しました。

何卒、御安心下さいませう御願ひ致します。

いろいろ御心にかけていた私の獄中生活は、健康心境、共に、大いに、快調で、下獄前年來の痼疾なりし糖尿病も、獄中の含水炭素量多き食物のみなりしに拘らず、全身の要求する糖分量を按配した定限減食と肝臓機能作用の歪曲を復舊する正位を目指した自得療法により、甚だ奇蹟的に全快致しました。

その他判讀不明の文字を以て、皆様をお悩ませした執筆不如意なりし、手の慄えも作業の訓練により、いさゝか回復の調を示す等、全身運動の輕るさを覺ゆる健康状態は少くも五年は若返つたやうな氣持です。

尚ほ獄中の自己批判に反省した心境の進修は、是迄いさゝか人様に恐れられ過ぎたギョチないものゝ存在を洗ひ去り出来るだけ朗かな御交誼を賜はり度き切望を念願して居ります。

そして、今後の仕事は先づ第一着手に、今回の下獄を記念すべき「獄中記」を書いて、現行行政制度の實際を紹介し、且つ、批判して社會に送り、三十五年の辯護士生活については、(1)「辯護士道の理論と實際」(2)「訴訟戰術の理論と實際」(3)「辯護士資格の理論と實際」なる三部作を編述して辯護士界に送り、徐ろに、私終生の念願たる土地使用收益形態發達史の研究を基調とした種々の著述と實現の努力を勵んで、次代への贈物とし、その間、時局緊急の國策について、不斷の御奉公を献ずる覺悟で御座います。

何卒右様なる私の健康と心境とを以て生還したる更生の御奉公に付、倍舊の御高教と御指導を仰ぎ度く切望致します。

末筆失禮乍ら時局多端殘暑の折、御尊堂銃後の御健康と皇軍前線の武運長久を祈ります。

茲に、謹んで、獄中の私と留守宅の老妻と病兒に對し一方ならざる御親切をお示し下しました、親愛なる皆様の御厚誼を感謝します。

先づは以上御禮と御願ひ迄

昭和十五年八月八日

勿々

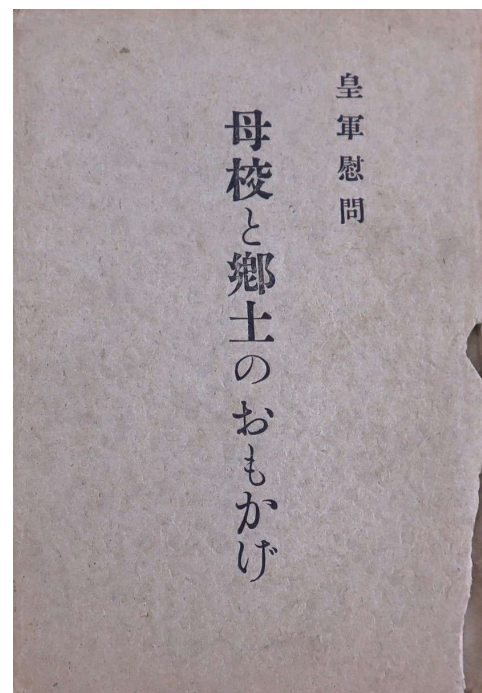
布 施 辰 治

資料番号 2-0-749

第2章 戦時中の活動

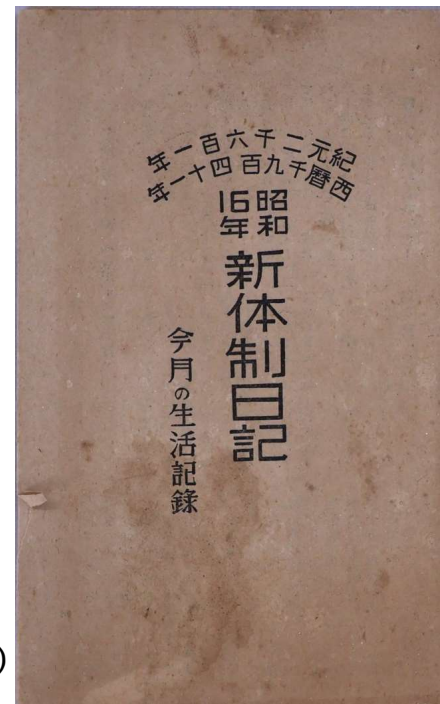


戦地に出征した蛇田出身の兵士たちに送った絵葉書。郷里が無事であることを伝え、前線で戦う兵士たちを励ますために作られた。資料番号 2-4-111



第2章 戦時中の活動

布施辰治考案「新体制日記」(資料番号 2-1-150)



第2章 戦時中の活動

新体制とは、近衛文麿首相を軸に、全国民の総力を結集する「国民組織」の結成し、政府と結びつくことで「高度国防国家体制」（いわば総力戦体制）の確立を目指す動き。大政翼賛会の結成などに代表されるが、各所から反発が生じて、1940年末ごろには挫折。

布施辰治は、この新体制に国民が適応していくための実践方法として「新体制日記」を考案したが、浸透しなかった。

嶄新で合理的な毎月発行の

新体制日記

近衛文麿の新政は、非常時局ニシテの國民的息吹で、今や、國民大衆のローガンにまで發展してゐます。

新体制は、曠古の世界危局に對處する政治經濟機構を、内外時局直面の實情に適應せしめて、東亞共榮圈の確立を完遂する發展的高度國防國家の活き活きた日本の姿でなければ爲りません。

活き／＼した皇國日本の姿を世界に輝かす國際的正義は、われ／＼日本人の一人々々に磨かれた大和魂でなければ爲らず、國內的正義は、一億一心の總國力を築き上げる、私ども日本人の義務です。

「新体制日記」の考案は、從來一年毎のものゝ如く考へられてゐた日記が、時局變轉の急テンポにより、國民生活のメモ、例へば、公定の「物資と相場」「新法律の公布」等、年頭から年末までに、全然その姿を變へて要を爲さない爲め、劇的な革新として月々に分割したのであります。

「新体制日記」の内容と使用方法

一、時局に關する儀式用として、「國體明徴」「日本精神の闡明」に關する御詔勅を表紙裏に挿入したことです。

二、「我が家」、または「私」の、今月中に、何を爲すべきか？——例へば、「墓參の爲めの歸省」「我が子の慶事」、或は、「納税」、その他重大な「取引」「交渉」等の豫定事項を書込んで、統制生活の實踐を誤らないやうにしたこと

三、閑やかな今月の生活理想として、どれだけの收入を望むか——例へば、

第2章 戦時中の活動

○その他の言論活動

「文化運動の第一着手」（資料番号1-1-316）では、戦争の完遂にむけて国策を遂行するためにも、多くの人に文字に親しんでもらう必要があると説く。

「戦時下の法律生活」（資料番号2-1-390）では、戦争が拡大する状況の中で、国民の生活がどのように法律によって統制されるのかを解説し、日常生活が厳しく取り締まられることはないとして、国民に国策遂行への協力を呼びかけている。

布施辰治は、治安維持法違反事件で弁護士資格を取り消され、弁護士としての仕事を失った。「新体制日記」など発明や事業などを計画するもことごとく失敗する。

⇒ 原稿を書いて、その掲載料で日銭を稼いでいた可能性も考えられる。

第2章 戦時中の活動

戦前期の非戦論を掲げた布施辰治は、戦時中は戦争を支持する言論を展開した。

布施辰治が、この変化を明確に語った資料などは現状確認できていない。
（布施辰治を研究する人たちの悩みの種でもある...）

これらの言論が、どこまでが本音で、どこまでが建前だったかは布施辰治のみ知る。

ただし、見方を変えれば、政府の施策や戦局によって、常に変化する国内情勢に国民が対応できるようサポートしようとしていたとも捉えることができる。

⇒ 「生きべくんば民衆とともに、死すべくんば民衆のために」を掲げた布施辰治の、戦時下に生きる民衆に寄り添おうとした一つの姿なのかもしれない。

第3章 日記に厭戦をつづる

○昭和19年（1944）に書かれた二つの詩

昭和19年ごろには、太平洋の諸島を失い、中国戦線も悪化、年末には日本への空襲も始まっていた。

この年に布施辰治は二つの詩を書いている。

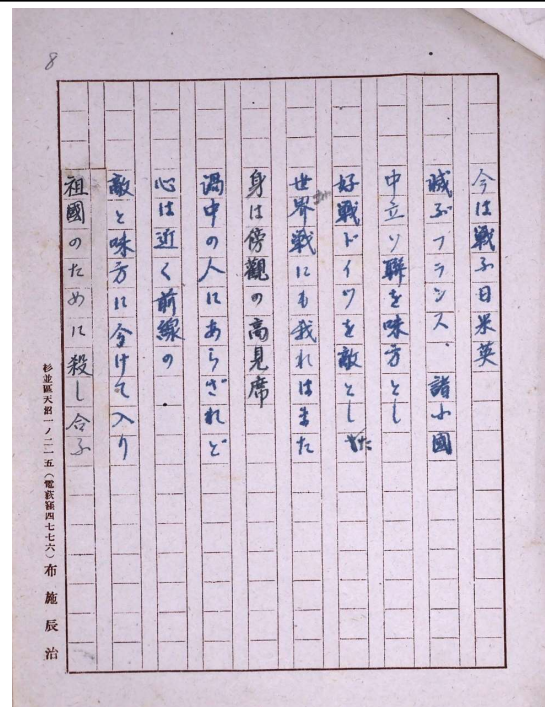
- 1、戦意を鼓舞する「出征者歓送の歌」（雑誌『廓清』掲載、[参考](#)）
- 2、非戦を書き連ねた題名不詳の詩（資料番号 [2-1-743](#)）



外に向かつては戦意を鼓舞する詩を発表し、
心の内では非戦を題材にした詩を書く。

第3章 日記に厭戦をつづる

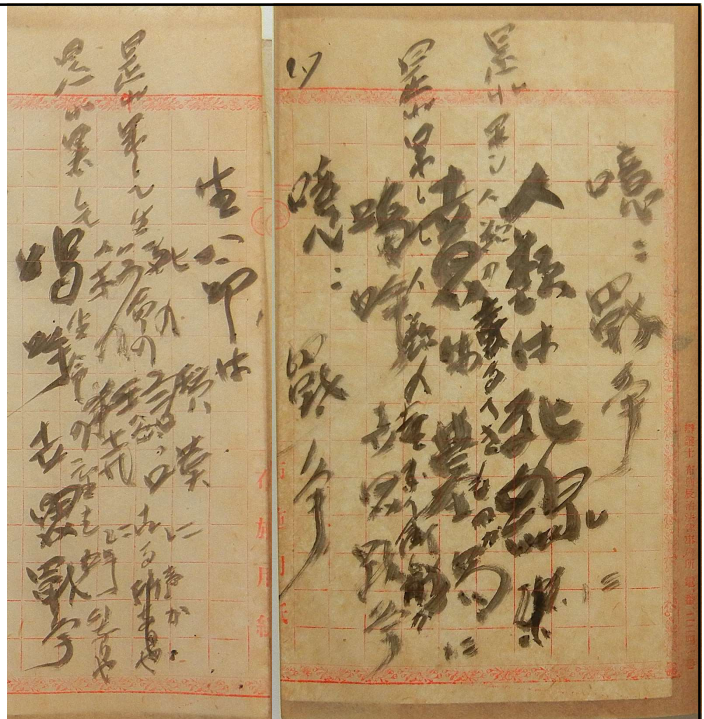
題不詳の詩の一節には、
世界戦にも我れはまた
身は傍観の高見席
とある。
現状に対して傍観することしかできない
無力感やもどかしさを感じさせる。



第3章 日記に厭戦をつづる

噫〃戦争／人類は死線に／
 是れ果し（て）人類の蒙るへきものか
 世界は墓場に
 是れ果して人類のする衝動か
 嗚呼世界戦争
 噫〃戦争／生命は／死の讃嘆に
 是れ果して生命の欲つする声か
 殺の狂喜に
 是れ果して生命の望む声なりや
 嗚呼世界戦争

題不詳の詩と同じ時期に書かれたもう一つ
 の詩「噫〃戦争」（資料番号 1-4-30）



第3章 日記に厭戦をつづる

○昭和19年（1944）の日記

断片的であるが、昭和19年からは日記も書いている。

→「噫〃戦争」は日記の中で書かれている。

日記の内容は、日常生活に関することが多く、現状に対する憂いが目立つ。

→森正『評伝 布施辰治』878～897ページに詳しい。

本特集展では、その中の一つ昭和19年7月29日条の一部を紹介した。

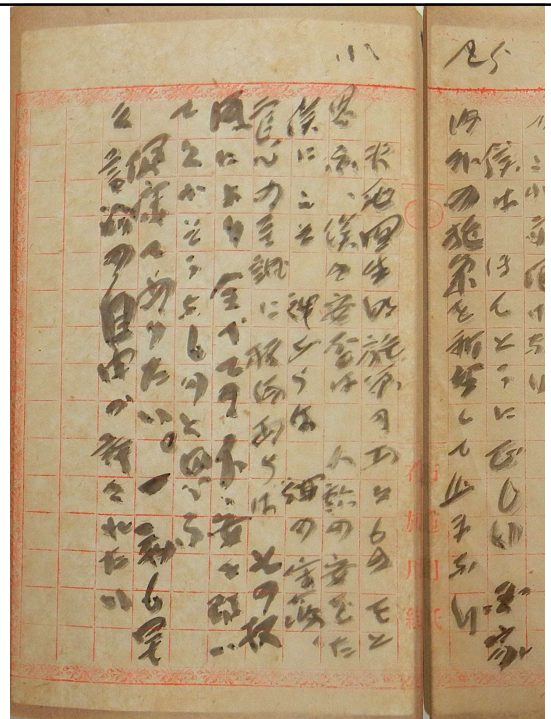
（資料番号 1-4-30）

終戦直後の日記（昭和20年8月22日条）には、太平洋戦争の終結を「あまりにも拙劣遅鈍な幕引の不手際」と書いている（資料番号 1-4-33）。

第3章 日記に厭戦をつづる

昭和19年7月29日条

僕はほんとうに正しい国家内外の施策を
祈望して止まない
決死回生の施策のあるものと思ふ。僕
の安否は人類の安否た僕にこそ神あらは、
神の守護、良心の至誠に権威あらはその権
威により全ての不安を破つてくれそうな
ものと思ふ
健康でありたい。一刻も早く言論の自由
が許されたい



第4章 終戦直後の行動

○終戦感謝国民大会の開催

昭和21年（1946）3月1日、布施辰治が委員長を務めた平和日本建国記念祭制定委員会が主催する終戦感謝国民大会が皇居前で開催された。

→終戦を決断した天皇と、戦争を主導した軍閥・官僚などを打ち倒したGHQに感謝するというもの。

→この催しは、同時代的にはあまり評価されず、後に続く動きも無かった。

終戦感謝国民大会での宣言文に、戦争を振り返った布施辰治の発言がある。

（資料番号 2-1-481）

→「国民大衆」を、軍閥や官僚などによる「戦争興奮に駆り立てられた狂態から引き戻し得なかった、わたくし共進歩的指導階級の無力、無策、無能を恥ぢる」とある。

⇒ 布施辰治自身を含めて、戦争を防ぐことができなかった知識人にも戦争の責任があると明言している。

第4章 終戦直後の行動

○憲法改正（私案）の作成（資料番号2-1-921）

布施辰治は終戦直後から新しい憲法の条文を考え、昭和20年（1945）の内には、すでに「私案」が完成していた。

→ただし、その条文には、軍隊や戦争などに言及したものは無い。

⇒ ポツダム宣言を受諾したことによって、日本の軍隊は解散した。
もはや存在しないものを、日本の新しい憲法に入れる必要が無い
というのが布施辰治なりの考えなのかもしれない。

憲法改正（私案）は、布施辰治が戦後日本のあり方を考え、整理した資料。
一説には、GHQが布施辰治の「私案」を参考にしたのではないかという話もある。

おわりに

本特集展では、戦前・戦中・戦後の布施辰治の言論や行動を見てきた。

→特に、戦時中の布施辰治の言論の変化に驚く方も多かったのではないだろうか。

⇒ 戦争下の日本では、布施辰治でさえもそうせざるを得なかった。
という見方もすることができる。

⇒ ただ少なくとも、布施辰治が、
自身の言論や行動に対して葛藤や憂いを抱き、
戦後はそうした振る舞いに責任を感じていた
ことを、資料から読み取ることができる。

終戦を迎えた布施辰治は、これまで抑えられていたものが弾けるように活動を始め、73歳で亡くなる昭和28年までの年月を駆け抜けた。